

(高度注意義務)

1. 仙台地裁 昭和 61 年 9 月 11 日判決

(棄却 仙台地裁昭和 58 年 (ワ) 第 161 号 TAINS コード Z999-0045)

控訴審 仙台高裁 昭和 63 年 2 月 26 日判決

(一部認容 : 賠償額 10,000,000 円、仙台高裁昭和 61 年(ネ)411 号)

判例時報 1269 号 86 頁、TAINS コード Z999-0002

税理士 Y が作成した虚偽の法人税確定申告書を信賴して保証、担保提供した者が損害を被ったとして税理士の第三者責任を追及し、損害賠償請求が認められた事例

《事実の概要》

税理士 Y は、甲会社の代表者 (以下「甲」という。) より依頼され、税務署に対しては真実に即した赤字の申告書を提出した。しかし、銀行に対しては黒字の虚偽の確定申告書二期分を作成し、また、毎月甲会社の試算表 (作為の疑いあり) を作成していた。

原告 X は、甲会社から融資、銀行借入の保証、担保提供を頼まれ、上記虚偽の確定申告書及び試算表の提示を受けた。X はこれを信じて甲会社のために保証と担保提供をし、甲会社は多額の融資の融通を受けたが真実は赤字のため間もなく倒産した。

X は、税理士 Y の作成した虚偽の書類を信じたため支払った、不法行為に基づく 4,252 万円のうち 2,000 万円及び遅延損害金の損害賠償を税理士 Y に求めた。

《判決の要旨》

税理士 Y は、甲が Y 作成の虚偽申告書等を利用して融資先を欺いて金融を得ることを知りながら、すなわち甲に対して融資をする者が損害を受けるかもしれないことを予見しながら甲会社の実情を粉飾した書類を作成したものである。

以上により税理士 Y は、その作成した書類の記載を信用して融資をし、損害を受けた者に対してその損害を賠償する義務がある。

原告 X は融資を始めた頃から甲会社の取締役であり、帳簿等を調査すれば虚偽書類であることを知り得たのにこれをしなかったので過失がある。これにより賠償額は 1,000 万円が相当である。

(注) 税理士に対して、賠償命令が下された最初の事例である。